

ショートステイ 遊生の森 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本報酬 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	18	¥557	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,273	184
	要支援2	656	18	¥686	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,402	
	要介護1	704	48	¥765	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,481	
	要介護2	772	48	¥834	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,550	
	要介護3	847	48	¥911	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,627	
	要介護4	918	48	¥983	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,699	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,769	
第3段階②	要支援1	529	18	¥557	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,227	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,356	
	要介護1	704	48	¥765	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,435	
	要介護2	772	48	¥834	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,504	
	要介護3	847	48	¥911	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,581	
	要介護4	918	48	¥983	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,653	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,723	
第3段階①	要支援1	529	18	¥557	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥2,927	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,056	
	要介護1	704	48	¥765	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,135	
	要介護2	772	48	¥834	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,204	
	要介護3	847	48	¥911	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,281	
	要介護4	918	48	¥983	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,353	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,423	
第2段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥600	¥1,480	¥2,037	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥600	¥1,480	¥2,166	
	要介護1	704	48	¥765	¥880	¥600	¥1,480	¥2,245	
	要介護2	772	48	¥834	¥880	¥600	¥1,480	¥2,314	
	要介護3	847	48	¥911	¥880	¥600	¥1,480	¥2,391	
	要介護4	918	48	¥983	¥880	¥600	¥1,480	¥2,463	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥880	¥600	¥1,480	¥2,533	
第1段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥300	¥1,180	¥1,737	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥300	¥1,180	¥1,866	
	要介護1	704	48	¥765	¥880	¥300	¥1,180	¥1,945	
	要介護2	772	48	¥834	¥880	¥300	¥1,180	¥2,014	
	要介護3	847	48	¥911	¥880	¥300	¥1,180	¥2,091	
	要介護4	918	48	¥983	¥880	¥300	¥1,180	¥2,163	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥880	¥300	¥1,180	¥2,233	

1単位＝10.17円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く ・看護体制加算(Ⅰ)：4単位/日 ※介護予防は除く

・看護体制加算(Ⅱ)：8単位/日 ※介護予防は除く ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：18単位/日

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)：(基本部分単位数＋各種加算単位数)×14.0%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

食費 1,650円/日(朝 410円・昼 620円・夕 620円)

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 新潟市(西蒲区全域)

※5 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。

令和7年12月1日現在